

介 保 号 外  
令和 7年 6月13日

各高齢者施設等管理者 様

奈良県福祉保険部介護保険課長

令和8年度地域医療介護総合確保基金(「地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金」及び「施設開設準備経費等支援事業補助金」)を活用した高齢者施設等整備に対する希望調査について

平素より、本県の高齢者福祉行政の推進について、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記について、高齢者施設等整備の補助金に係る令和8年度当初予算協議のための希望調査を実施します。

つきましては、令和8年度に補助を希望される場合は、下記にてご回答いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1. 提出書類

①様式「補助希望調査票」

②平面図【工事を伴う場合のみ必要】

③見積書【「工事を伴う場合」又は「大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット等の導入」のみ必要】

(工事の見積書は設計会社もしくは工事請負業者等が発行したもの)

(大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット等の導入の場合は、「大規模修繕工事」及び「介護ロボット」のそれぞれの見積書を提出すること。)

④工程表【工事を伴う場合のみ必要】

#### 2. 提出方法

担当あてメール (エクセル形式で提出すること)

#### 3. 提出期限

令和7年9月5日(金) 17:00 必着

※提出期限を過ぎた場合、補助希望なしとみなします。

#### 4. 留意事項

- (1) 補助希望調査があったからとりあえず希望し、実際は執行しないと予算の執行率を下げる要因となり、予算措置ができなくなりますので十分に精査し提出してください。  
特に「介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業」において、創設施設の確約が無いにも関わらず提出し、取り下げる事案が多数発生しています。
- (2) 本調査の回答により、補助の実施を確約するものではありません。
- (3) 令和8年度内に着手（契約、発注等）、かつ、令和8年度内に完了する事業が対象です。
- (4) 当該調査後に回答内容から計画の変更等が生じた場合、変更理由を求めることがあります。
- (5) 補助額について、希望調査後の増額要望には対応できません。
- (6) 希望調査を提出した結果、予算措置を受けたにも関わらず、取り下げを行った法人については、次年度以降の希望調査において予算措置を行わないなど、原則として優先順位を下げるものとします。
- (7) 本補助金は、一施設につき1回（各事業毎）を限度として申請することができます。  
ただし、「既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業」等において過年度に一部のみ実施し令和8年度に残り部分を実施することは可能です。  
（例）多床室の特別養護老人ホーム100床のうち50床を過年度に実施し、令和8年度に残り50床を実施する。
- (8) 【別記1】管理運営要領については、現段階の案であり、各補助事業については令和8年度も実施されるか未定です。また、補助単価についても今後変動する可能性があります。  
なお、地域密着型サービス等から広域型施設への転換事業、広域型施設におけるダウンサイジング実施事業、介護施設等の集約・再編実施事業について、奈良県における令和8年度の実施は見送ります。

奈良県 福祉保険部 介護保険課 介護計画係 担当：村井、大前 電話：0570-009-006 Mail:choju@office.pref.nara.lg.jp
---